

## 質疑応答書

科目名：図書館情報資源の収集と提供

講師名：平野 英俊

### 質問

講義要綱 125 ページに「(2) 人権やプライバシー侵害の恐れなど著作内容の問題性を理由に発生する問題」の中で、「・・・基本的には職制判断ではなく職場全体で対応を検討するとともに、市民の意見も聞きながら・・・」と記載されています。この中の市民の意見を聞く場合、どのような手法が考えられるでしょうか。事例があれば併せて紹介いただきたいと思います。

### 回答

「市民の意見を聞く」とは、まさに「言うは易く行うは難し」だと思います。何をすれば市民の意見を聞いたことになるのか、悩ましい問題です。すべての事案について市民全員の意見を聴取することなどできるはずもありません。この問題で、まず制度的に考えられるのは、図書館協議会の活用だと考えます。図書館法第 14 条が、図書館運営に関する館長の諮問に應えるとともに、館長に対して意見を述べる機関として定めているのですから、これを活用しない手はないでしょう。図書館法では、図書館協議会の設置は任意となっていますが、図書館と市民をつなぐチャンネルとして、未設置の自治体には、ぜひその設置と活用を期待したいと思います。

しかし、事案の重大さによっては、図書館協議会に意見を求めるだけでは済まないこともあるでしょう。その際参考となるのは、講義要綱にも挙げた、名古屋市立図書館で発生した『ピノキオ』の閲覧・貸出し停止措置に対する対応だと思います。すなわち、『ピノキオ』を別置き、検討のための貸し出しをしながらの利用者意見の聴取や、市民の意見を直接聞くための集会の開催、市民との意見交換の窓口としての「意見のひろば」の設置といった対応です。詳しくは、講義要綱の 125 ページ脚注に挙げた『図書館の自由に関する事例 33 選』（1997）をご参照ください。また、『図書館の自由に関する事例集』（2008）、『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年：付・図書館の自由に関する事例 2005～2011 年』（2013）に挙げられた事例も参考になると思います。